

熊本県公報

号外 第 16 号の 12
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○ 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する 規程等を廃止する訓令	(情報企画課) 1
○ 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	(水環境課) 2
登 載 依 頼	
○ 熊本県労働委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認 証局鍵情報等利用規程を廃止する訓令	(労働委員会事務局) 2
○ 熊本県議会事務局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認 証局鍵情報等利用規程を廃止する訓令	(議会事務局) 3
○ 熊本県監査委員に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認 証局鍵情報等利用規程を廃止する規程	(監査委員事務局) 3
○ 熊本県教育委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認 証局鍵情報等利用規程を廃止する訓令	(教育政策課) 3
○ 熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	(") 3
○ 熊本県立学校公印規程の一部を改正する訓令	(") 6
○ 熊本県有明海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤にお ける熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程	(熊本県有明海区漁業調整委員会) 7
○ 天草不知火海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤にお ける熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程	(天草不知火海区漁業調整委員会) 7
○ 熊本県内水面漁場管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤にお ける熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程	(熊本県内水面漁場管理委員会) 8
○ 熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局 鍵情報等利用規程を廃止する規程	(企業局総務課) 8

訓 令

熊本県訓令第 31 号

本庁各部 (局) 課 (総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程等を廃止する
訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程等を廃止
する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程 (平成 16 年熊本県訓令第 33 号)
- (2) 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する規程 (平成 16 年熊本県訓令第 34 号)
- (3) 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する監査規程 (平成 16 年熊本県訓令第 35 号)
- (4) 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程 (平成 16 年熊本県訓令第 36 号)

附 則

- 1 この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 熊本県電子署名規程 (平成 16 年熊本県訓令第 37 号) を次のように改める。
第 2 条第 3 号中「熊本県認証局 (以下「熊本県認証局」)」を「認証局 (以下「LGPKI 認証局」)」に改め、同条第 6 号中「熊本県認証局」を「LGPKI 認証局」に改め、同条に次の 1 号を加える。
(8) PIN 鍵格納媒体から秘密鍵を利用する際に必要な符号である個人識別番号をい

う。

第 5 条中「地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県訓令第 36 号。以下「熊本県認証局鍵情報等利用規程」という。）第 5 条第 1 項の」及び「（以下「鍵情報等管理者」という。）」を削り、同条を同条第 5 項とし、同条に第 1 項から第 4 項までとして次の 4 項を加える。

鍵情報等の保管及び利用の管理を行う者（以下「鍵情報等管理者」という。）は、鍵情報等を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように適切な措置を講じて、嚴重に管理しなければならない。

2 鍵情報等管理者は、PIN を鍵格納媒体とは別に管理するものとし、鍵情報等行使者（鍵情報等を使用し、電子署名の付与等の事務を行う者をいう。以下同じ。）以外の者に知られることのないように嚴重に管理しなければならない。

3 鍵情報等管理者は、鍵情報等が適正に使用されるように、鍵情報等行使者を監督しなければならない。

4 鍵情報等管理者に事故があるときは、又は鍵情報等管理者が欠けたときは、あらかじめ鍵情報等管理者が指定した者がその職務を代行するものとする。

第 6 条第 1 項中「熊本県認証局鍵情報等利用規程第 6 条第 1 項の」及び「（次項において「鍵情報等行使者」という。）」を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 鍵情報等行使者に事故があるとき、又は鍵情報等行使者が欠けたときは、鍵情報等管理者が指定した者がその職務を代行するものとする。

第 7 条第 1 項及び第 8 条中「廃止申請手続依頼書」を「失効申請手続依頼書」に改める。

第 9 条の見出し中「廃止」を「失効」に改め、同条中「廃止」を「失効」に、「廃止申請手続依頼書」を「失効申請手続依頼書」に、「廃止申請」を「失効申請」に改める。

第 11 条中「地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する規程（平成 16 年熊本県訓令第 34 号）第 20 条第 2 項の規定による通知の」を「当該申請又は報告に対する LGPKI 認証局からの通知のうち失効に係るものの」に改める。

第 1 号様式中「廃止申請手続依頼書」を「失効申請手続依頼書」に、「廃止」を「失効」に、「廃止年月日」を「失効年月日」に改める。

第 3 号様式中「廃止・失効年月日」を「失効年月日」に改める。

熊本県訓令第 32 号

熊本県公営企業管理規程第 9 号

熊本県教育委員会訓令第 6 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
 企 業 局
 教 育 局
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子
 熊本県教育委員会委員長 古 川 紀 美 子

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令

熊本県水資源対策会議設置規程（平成 5 年熊本県訓令第 36 号、平成 5 年熊本県公営企業管理規程第 10 号、平成 5 年熊本県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 2 中「企業局総務課長 企業局経営課長」を「企業局総務経営課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県労働委員会訓令第 1 号

労働委員会事務局

熊本県労働委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する訓令

熊本県労働委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県地方労働委員会訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

熊本県議会訓令第 2 号

議会事務局

熊本県議会事務局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用
規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県議会議長 松 村 昭

熊本県議会事務局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等
利用規程を廃止する訓令

熊本県議会事務局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用
規程（平成 16 年熊本県議会訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

熊本県監査委員告示第 3 号

熊本県監査委員に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規
程を廃止する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁

同 月 待 孝 一

同 竹 口 博 己

同 馬 場 成 志

熊本県監査委員に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利
用規程を廃止する規程

熊本県監査委員に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規
程（平成 16 年熊本県監査委員訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 7 号

本 庁 各 課

各 地 方 機 関

熊本県教育委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用
規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等
利用規程を廃止する訓令

熊本県教育委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用
規程（平成 16 年熊本県教育委員会訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 8 号

本 庁 各 課

各 地 方 機 関

各 県 立 学 校

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会公印規程（昭和 35 年熊本県教育委員会訓令第 82 号）の一部を次のよ
うに改正する。

- 第 1 条に次の 1 項を加える。
- 2 熊本県立学校における公印の保管、使用その他公印に関して必要な事項は、別に定め
る。

第 2 条中「寸法及び管守課」を「寸法、用途、使用する機関及び管守者」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（公印取扱者）

第 4 条 公印の管守者は、公印取扱者（以下「取扱者」という。）を定め、その管守する
公印の保管、使用その他の関係事務を処理させることができる。

- 2 前項の場合において、取扱者が不在のときは、管守者があらかじめ定めた職員がその
職務を行う。

第 5 条を次のように改める。

（公印の管守）

- 第5条 公印の管守者は、公印を堅ろうな容器に納めて施錠し、管守しなければならない。
- 第6条第1項中「管守課の長」を「管守者」に改め、同条第2項中「提出し、」の次に「教育政策課長」を加え、「登録をうけなければならない」を「登録するものとする」に改める。
- 第8条第2項の次に次の3項を加える。
- 3 公印を事前に押印しなければ事務処理上著しい支障が生じると認められる場合において、第1項に規定する手続を経て公印を事前に押印した用紙については、押印を行った課又は地方機関の長（この項及び第9条第3項において「課長等」という。）が管理するものとする。この場合において、課長等は、押印済用紙受払簿（第3号様式）を作成し、常に押印済用紙の授受の状況を明確にするとともに、不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 4 第1項に規定する手続を経て公印を使用したときは、押印済用紙受払簿（第3号様式）の「年月日」欄に別表第3の「公印なつ印済」の印及び取扱者の認印をうけなければならない。
- 5 公印は、白紙及び白券に押印してはならない。
- 第9条第1項に後段として次のように加える。
プラスチック、金属その他の素材で公印を押印することが困難なものに記載された文書についても、同様とする。
- 第9条第2項中「公印刷り込み承認願（第3号様式）」を「公印刷り込み承認願（第4号様式）」に改める。
- 第9条第3項中「課の課長」を「課長等」に、「別記第4号様式」を「第5号様式」に改める。
- 第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。
（公印の紛失届）
- 第11条 公印の管守者は、盗難その他の事故により公印を紛失したときは、速やかにその理由を付して教育政策課長に届け出なければならない。
別表第1を次のように改める。

別表第1

番号	公印の種類	寸法 (ミリメートル)	用途	使用する機関	管守者
1	熊本県教育委員会印	方46	賞状、教育職員 免許状用	本庁各課	教育政策課長
2	〃	〃 27	一般文書用	本庁各課 各地方機関 (教育事務所を除く。) 各県立学校長	教育政策課長
3	〃	〃 30	許可、認可その 他(専用)	各教育事務所	各教育事務所長
4	熊本県教育委員会委員 長印	〃 27	一般文書用	本庁各課	教育政策課長
5	熊本県教育長印	〃 27	〃	本庁各課	教育政策課長
6	教育事務所長印	〃 24	〃	各教育事務所	各教育事務所長
7	熊本県生涯学習推進セ ンター所長印	〃 24	〃	熊本県生涯学習推 進センター	熊本県生涯学習推 進センター所長
8	熊本県立教育センター 所長印	〃 24	〃	熊本県立教育セン ター	熊本県立教育セン ター総務課長
9	熊本県立図書館長印	〃 24	〃	熊本県立図書館	熊本県立図書館総 務課長
10	熊本県立天草青年の家 所長印	〃 24	〃	熊本県立天草青年 の家	熊本県立天草青年 の家所長
11	熊本県立菊池少年自然 の家所長印	〃 24	〃	熊本県立菊池少年 自然の家	熊本県立菊池少年 自然の家所長
12	熊本県立豊野少年自然 の家所長印	〃 24	〃	熊本県立豊野少年 自然の家	熊本県立豊野少年 自然の家所長
13	熊本県立あしきた青少 年の家所長印	〃 24	〃	熊本県立あしきた 青少年の家	熊本県立あしきた 青少年の家総務課 長
14	熊本県立美術館長印	〃 24	〃	熊本県立美術館	熊本県立美術館総 務課長
15	熊本県立装飾古墳館長 印	〃 24	〃	熊本県立装飾古墳 館	熊本県立装飾古墳 館総務課長
16	本庁課長印	〃 24	〃	各主管課	各主管課長
17	熊本県立高等学校長印	〃 20	授業料督促状用	高校教育課	高校教育課長

第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 5 号様式（第 9 条関係）

公印刷り込み用紙受払簿

用紙名					
年月日	刷り込み枚数	払枚数	使用の理由	残高	備考

第 4 号様式を削り、第 3 号様式を第 4 号様式とし、第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 3 号様式（第 9 条関係）

押印済用紙受払簿

用紙名					
年月日	押印枚数	払枚数	払先	残高	備考

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 9 号

各県立学校

熊本県立学校公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県立学校公印規程の一部を改正する訓令

熊本県立学校公印規程（昭和 50 年熊本県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保管」を「管守」に改め、「法令に別段の」を「熊本県教育委員会公印規程（昭和 35 年熊本県教育委員会訓令第 82 号）に」に改める。

第 2 条中「公印の種類等」を「公印の種類、寸法、用途及び管守場所」に改める。

第 3 条中「学校長印」の次に「（以下「専用公印」という。）」を加える。

第 4 条中「公印の保管者」を「公印の管守者（当該学校長をいう。以下同じ。）」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（公印の管守）

第 6 条 公印の管守者は、公印を堅ろうな容器に納めて施錠し、管守しなければならない。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

第 7 条 公印の管守者は、公印取扱者（以下「取扱者」という。）を定め、その管守する公印の保管、使用その他の関係事務を処理させることができる。

第 8 条第 3 項の次に次の 4 項を加える。

4 公印を事前に押印しなければ事務処理上著しい支障が生じると認められる場合において、第 1 項に規定する手続を経て公印を事前に押印した用紙については、取扱者が管理するものとする。この場合において、取扱者は、押印済用紙受払簿（別記第 3 号様式）を作成し、常に押印済用紙の授受の状況を明確にするとともに、不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

5 第 1 項に規定する手続を経て公印を使用したときは、押印済用紙受払簿（別記第 3 号様式）の「年月日」欄に別表第 3 の「公印押印済」の印及び取扱者の認印をうけなければならない。

6 前 2 項の規定は、教育政策課長が管守する公印を、その承認を得て使用する場合について準用する。

7 公印は、白紙及び白券に押印してはならない。

第 10 条の見出し中「刷込み」を「刷り込み」に改め、同条第 1 項に後段として次のように加える。

プラスチック、金属その他の素材で公印を押印することが困難なものに記載された文書についても、同様とする。

第 10 条第 3 項中「公印刷込み用紙受払簿（別記第 3 号様式）」を「公印刷り込み用紙受払簿（別記第 4 号様式）」に改める。

第 10 条第 4 項中「刷込み」を「刷り込み」に改める。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（公印の紛失届）

第 11 条 公印の管守者は、盗難その他の事故により公印を紛失したときは、速やかにその理由を付して教育政策課長に届け出なければならない。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式（第 8 条関係）

押印済用紙受払簿

用紙名					
年月日	押印枚数	払枚数	払 先	残 高	備 考

別記第 3 号様式の次に次の一様式を加える。

別記第 4 号様式（第 10 条関係）

公印刷り込み用紙受払簿

用紙名					
年月日	刷り込み枚数	払枚数	使用の理由	残 高	備 考

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第 1 号

熊本県有明海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 中 村 友 昭

熊本県有明海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程

熊本県有明海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県訓令第 36 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

天草不知火海区漁業調整委員会告示第 1 号

天草不知火海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

天草不知火海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程

天草不知火海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局

鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県訓令第 36 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

熊本県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

熊本県内水面漁場管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘 志

熊本県内水面漁場管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程

熊本県内水面漁場管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県訓令第 36 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 8 号

熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程

熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県公営企業管理規程第 7 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。